

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに証明書を交付し、かつ、その旨を告示するものとする。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	議会の解散の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 100 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認 (議会の解散請求)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 107 条第 3 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条の演説会施設公営費の額を準用する。</p> <p>(1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額</p> <p>① 昼間 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分) 7, 921 円</p> <p>② 夜間 (午後 5 時～午前 8 時 30 分) 24, 528 円</p> <p>(2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25, 849 円</p> <p>(3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が 165㎡未満にあつては 70 円、165㎡～330㎡にあつては 100 円、330㎡～495㎡にあつては 147 円、495㎡以上にあつては 252 円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424 円を加算する。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合にあつては、525 円を加算する。</p> <p>(5) 演説会が 11 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行われる場合においては、燃料費として 374 円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1 級地にあつては 748 円、2 級地にあつては 658 円、3 級地にあつては 640 円、4 級地にあつては 516 円を加算する。</p> <p>(6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 110 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 請求代表者が選挙人名簿に登録された者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認（議会議員の解職請求、第 107 条第 3 項準用）
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 113 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条の演説会施設公営費の額を準用する。</p> <p>(1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額</p> <p>① 昼間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分） 7, 9 2 1 円</p> <p>② 夜間（午後 5 時～午前 8 時 30 分） 2 4, 5 2 8 円</p> <p>(2) 演説会が日曜日又は休日の場合 2 5, 8 4 9 円</p> <p>(3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が 1 6 5 m<sup>2</sup>未満にあつては 7 0 円、1 6 5 m<sup>2</sup>～3 3 0 m<sup>2</sup>にあつては 1 0 0 円、3 3 0 m<sup>2</sup>～4 9 5 m<sup>2</sup>にあつては 1 4 7 円、4 9 5 m<sup>2</sup>以上にあつては 2 5 2 円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、4 2 4 円を加算する。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合にあつては、5 2 5 円を加算する。</p> <p>(5) 演説会が 1 1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間に行われる場合においては、燃料費として 3 7 4 円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1 級地にあつては 7 4 8 円、2 級地にあつては 6 5 8 円、3 級地にあつては 6 4 0 円、4 級地にあつては 5 1 6 円を加算する。</p> <p>(6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	長の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 116 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認（長の解職の請求、第 107 条第 3 項準用）
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 116 条の 2

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条の演説会施設公営費の額を準用する。</p> <p>(1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額</p> <p>① 昼間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分） 7, 921 円</p> <p>② 夜間（午後 5 時～午前 8 時 30 分） 24, 528 円</p> <p>(2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25, 849 円</p> <p>(3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が 165㎡未満にあつては 70 円、165㎡～330㎡にあつては 100 円、330㎡～495㎡にあつては 147 円、495㎡以上にあつては 252 円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424 円を加算する。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合にあつては、525 円を加算する。</p> <p>(5) 演説会が 11 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行われる場合においては、燃料費として 374 円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1 級地にあつては 748 円、2 級地にあつては 658 円、3 級地にあつては 640 円、4 級地にあつては 516 円を加算する。</p> <p>(6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認 (議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合、第 107 条第 3 項準用)
処 分 権 者	選挙管理委員会
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 120 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条 地方自治法施行令第 107 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 9 条の演説会施設公営費の額を準用する。</p> <p>(1) 学校等の設備を使用する場合における経費の基本額</p> <p>① 昼間 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分) 7, 921 円</p> <p>② 夜間 (午後 5 時～午前 8 時 30 分) 24, 528 円</p> <p>(2) 演説会が日曜日又は休日の場合 25, 849 円</p> <p>(3) 夜間に開催する場合において、臨時に電球の取付を必要とするときは、演説会場の面積が 165㎡未満にあつては 70 円、165㎡～330㎡にあつては 100 円、330㎡～495㎡にあつては 147 円、495㎡以上にあつては 252 円を加算する。ただし、配線の必要があるときは、424 円を加算する。</p> <p>(4) 拡声器を使用する場合にあつては、525 円を加算する。</p> <p>(5) 演説会が 11 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行われる場合においては、燃料費として 374 円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、1 級地にあつては 748 円、2 級地にあつては 658 円、3 級地にあつては 640 円、4 級地にあつては 516 円を加算する。</p> <p>(6) 既に施設使用料の定めのある場合には、当該料金の額を基本額とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日



## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付（第 91 条第 2 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 121 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	地方自治法施行令第 91 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 請求代表者が、選挙人名簿に登録された者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日